

埼玉・農のエコロジーアワード表彰要綱

令和5年11月13日 制定

(趣旨)

第1条 埼玉・農のエコロジーアワードは、農業に由来する環境負荷の低減に取り組む農業者等及び農業における環境負荷低減に貢献する製品やサービスを提供する事業者（以下「環境負荷低減取組実施者」という。）を表彰し、その功績を称えるものとする。

併せて、受賞者の取組の周知を通して、本県の農業における環境負荷低減の取組を促進するものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、農業者等には、法人及び団体を含むものとする。

- 一 埼玉県内に在住する農業者等（法人及び団体の場合において、「在住する」とあるのは「農場が所在する」に読み替えるものとする。）
- 二 前号に該当する農業者等を主たる構成員とする団体
- 三 埼玉県内に本社又は営業所を有し、環境負荷低減に貢献する製品やサービスを提供する事業者

(選考対象等)

第3条 選考対象は、農業者等が実施する農業に由来する環境負荷低減の取組、又は、農業における環境負荷低減に貢献する製品やサービスの提供の取組とする。

- 2 選考は環境負荷低減取組実施者からの応募に基づき実施するものとする。
- 3 既受賞者による類似の取組の場合については、選考対象外とする。

(表彰)

第4条 表彰における賞の種類は次の各号に定めるとおりとし、賞の受賞者に対して、知事が表彰状を授与する。

- 一 最も優秀な1点を埼玉・農のエコロジーアワードの大賞とする。
- 二 大賞に次ぐ優秀な原則1点を埼玉・農のエコロジーアワードの優秀賞とする。

(募集)

第5条 埼玉・農のエコロジーアワードの募集は、年1回行う。なお詳細は、その都度別に募集要項で定める。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、別に定める選考要領によるものとする。

(表彰の公表)

第7条 県は、表彰式の開催、記者発表、県ホームページへの掲載などにより、表彰を公表するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 当該表彰に当たって取得した個人情報については、表彰における経営紹介や表彰資料等の作成に用いることがあることについて、あらかじめ被表彰者の合意を得た上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、埼玉・農のエコロジーアワードに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月13日から施行する。